

# 地震に強い家づくり

## 岡山県の耐震改修促進計画 住宅の耐震化率90%へ

一九九五年の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者五千五百二人のうち、約九割が住宅建築物の倒壊などによるものでした。近い将来の発生が懸念される東南海・南海地震でも、岡山県内の建物被害は二万棟を超えることが予想され、建築物の耐震化が重要になっていきます。

大地震の発生を阻止することは困難ですが、地震に強い家づくりによって人的・経済的被害を軽減することは可能です。このため岡山県では、住宅建築物の耐震化を促すこと、そのために地震防災マップの作成・公表などで県民の防災意識を高めること、また、多数の人が利用する特定建築物については指導、勧告などを行います。

### 岡山県の耐震化率の現状と目標

区分	100%目標	現状
住宅	90%	67%
多数の者が利用する建築物	100%	48%
百貨店、劇場、病室、公民館など救助活動の拠点となる建築物	80%	50%
病院、劇場、百貨店など不特定多数が利用する建築物	80%	61%
賃貸共同住宅、工場など	80%	69%

※耐震化率…1981(昭和56)年に建築基準法の耐震基準が強化された以降の建築物、耐震診断で耐震性ありとされた建築物、耐震改修済みの建築物の割合。

### 住宅の耐震性をチェックしてみよう!

これらはあくまでも目安です。一つでも気になる項目があったら、専門家の診断を受けましょう。

- POINT 1 建築年** 建築基準法が改正され、耐震基準が強化されたのは1981(昭和56)年6月。それ以降に建てられていれば一応安心だといえる。
- POINT 2 過去の災害履歴** 過去に地震・風水害・火災などの災害に見舞われていた場合、外見からは分からないダメージを受けている可能性がある。
- POINT 3 地盤** 埋立地、低湿地、造成で盛り土した場所、液状化の可能性のある砂質地盤などは要注意。

- POINT 4 基礎** 木造住宅の場合、鉄筋コンクリート造りの基礎で、建物としっかり一体化していれば強い基礎といえる。
- POINT 5 壁** 木造住宅は壁が多いほど揺れに強いと考えられる。また、壁がほどよく建物の高さに配置されていることも大切。一面がほとんど窓などの開口部という造りは要注意。
- POINT 6 形** 平面・立面とも凹凸の少ない単純な形の建物は比較的安心。凹凸の多い複雑な建物や、大きな吹き抜けがある建物は要注意。
- POINT 7 老朽度** 基礎や土台が腐っている、シロアリに食われていたりする建物は非常に危険。特に合板や石膏は要チェック。建具の隙について、柱や床の腐食なども老朽化が考えられる。

阪神・淡路大震災の犠牲者の大半は、家屋や家具類の倒壊による圧死でした。家の耐震性を高めることは、人命を救うだけでなく、火災や救援活動の妨げなどの二次被害を防ぎます。

地震による建築物の倒壊は、人的被害だけでなく、火災の発生や緊急車両の通行、住民避難の妨げなど、被害の拡大を招きます。特に、県庁と主要市町村庁舎、港湾・空港、災害拠点病院などの防災拠点を、なく緊急輸送道路沿道においては、深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

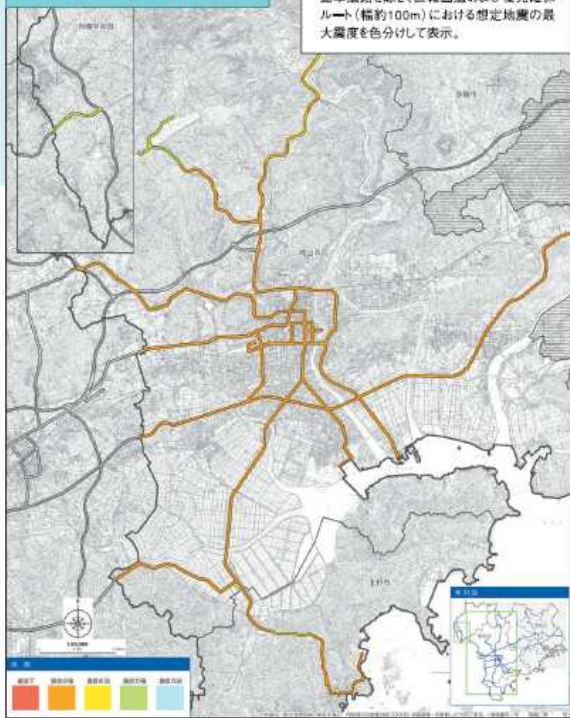
このため岡山県は、緊急輸送道路沿道の「揺れやすさマップ」を作成し、建築指導課のホームページ <http://www.pnet.okayama.jp/doboku/kenisid/> に掲載しています。また、回課と各県民局・支局の建築確認窓口、市町村の耐震担当課で見ることが出来ます。



緊急輸送道路のうち、岡山県が管理する「優先確保ルート」沿道の建物については、耐震診断・耐震補強の補助制度があります。<詳しくは14ページへ>

### 緊急輸送道路沿道揺れやすさマップ(例)

【想定地震による最大震度の揺れやすさマップ】



- 岡山県地域防災計画で想定されている6つの地震と直下型地震について、約50m四方の区域ごとに地表における震度を計算。
- このマップは、緊急輸送道路のうち高速自動車道路を除き、直轄国道および優先確保ルート(幅約100m)における想定地震の最大震度を色分けして表示。

## 緊急輸送道路沿道「揺れやすさマップ」





国土交通省の試算によると、耐震性が不十分な住宅は全国で約25%（木造住宅では約40%）。特に九八（昭和五十六年）以前に建てられた住宅は、阪神・淡路大震災でも被害が大きく、耐震性が低い場合が多いといわれています。

まず専門家による耐震診断を受けて、どの部分が地震に弱いのかを知っておくことが大切です。地震被害の可能性が高いと分かったら、次に改修計画を立て、耐震改修工事です安心して暮らしていける住まいづくりを目指しましょう。大変に思える改修工事ですが、リフォームなどの機会に一緒に行うとコスト的にもメリットがあります。



# まず耐震診断を受けよう

### 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断・耐震改修

地震時の緊急輸送道路のネットワーク機能を確保するため、倒壊で道路をふさぐ恐れのある規模の大きい既存の民間建築物に対して、耐震診断・耐震改修に要する費用を県が補助します。

**対象** (以下のすべてを満たす建築物)

- 緊急輸送道路のうち、県管理の優先確保ルート(本紙13ページ掲載)に面する建築物
- 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの
- 床面積1,000㎡以上かつ原則として地上3階以上のもの

**補助率**

国・県が費用の3分の2を補助(対象経費に限度額があります)

補助制度などの問い合わせ  
岡山県土木部都市局建築指導課 街づくり推進班  
☎086-226-7504  
<ホームページ>  
<http://www.pref.okayama.jp/doboku/kensido/kensido.htm>

### 県の補助制度

岡山県は、地震に強い安全なまちづくりに向け、県民の地震対策を支援するため、住宅や事業所の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助しています。

左に挙げた三つの補助制度(緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断・耐震改修、木造住宅の耐震診断・耐震改修)のほか、建築物耐震診断等事業などの補助制度も設けている自治体もあります。

### 耐震診断って?

地震に対する建築物の安全性を評価。建築士または建築関係者が、地盤の状況や基礎の状況、壁の強さや配置、接合部の状況、劣化状況などを調査。上部構造を評価し、弱い部分を補強する耐震改修が必要かどうかを判断します。

知っておきたい

### 建物のことはまず設計事務所へ「安心の住まいを応援」

岡山県が設けている耐震診断などの補助事業は、内容のチェックや審査を(社)岡山県建築士事務所協会が行っています。

#### 診断・補強内容のチェック

岡山県の補助事業となる木造住宅耐震診断の結果について、当協会に設置している木造住宅耐震診断評価委員会が適正かどうかをチェックします。

#### 木造住宅の耐震診断・改修の相談

岡山県に登録している、当協会の会員がご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

建物の耐震診断などの問い合わせは  
**(社)岡山県建築士事務所協会**  
☎086-231-3479

### 木造住宅の耐震改修

耐震診断などの結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事について助成します。

**対象** (以下のすべてを満たす建築物)

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、または工事着手されたもの
- 2階建て以下の一戸建て木造住宅

**補助率**

- 国・県・市町村で3分の2を補助(限度額200万円)
- ※補助対象経費の限度額は32,600円/㎡×0.23

**申し込み・相談窓口**

この補助制度がある市の窓口電話番号

倉敷市	086-426-3501	新見市	0867-72-6118
備前市	0869-64-1834	井原市	0866-62-9527

### 木造住宅の耐震診断

既存木造住宅の耐震診断について助成します。県に登録している「木造住宅耐震診断員」が、目視による建築物の外観・内観調査、壁量の計算などによって診断します。

**対象**

- 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造在来軸組工法の住宅

**料金**

- 一般診断/4万2000円(1棟)

国・県・市町村の補助により自己負担は1万4000円  
※補強計画を提案する精密診断もある(料金は約17万円)

**申し込み・相談窓口**

市町村によって開始時期が異なります。

### 家具の転倒や落下を防ごう

#### 食器棚

扉が開かないように留め金をつける。さらに収納物の落下を避けるために扉板には滑り止めのシートやふきんを敷くと安心。ガラス面には飛散防止フィルムをはる。

#### たんす・本棚

L字金具や支え棒などで固定。二段重ねの場合はつなぎ目も金具でしっかり連結しておく。

#### 照明器具

額と金具で数カ所留めて補強。蛍光灯は蛍光管の落下を防ぐため、両側を耐熱テープで留めておく。

※岡山県防災ガイドラインより

岡山市	086-803-1445	美作市	0868-72-0924
倉敷市	086-426-3501	浅口市	0865-44-9044
津山市	0868-32-2099	和気町	0869-93-1121
玉野市	0863-32-5544	早島町	086-482-0614
笠岡市	0865-69-2140	星庄町	0865-64-7213
井原市	0866-62-9527	矢野町	0866-82-1014
旭社市	0866-92-8289	鏡野町	0868-54-2969
高梁市	0866-21-0237	勝央町	0868-38-3113
新見市	0867-72-6118	奈義町	0868-36-4113
備前市	0869-64-1834	西粟倉村	0868-79-2111
瀬戸内市	0869-22-2649	美咲町	0868-66-2874
赤松市	086-953-1487	吉備中央町	0866-54-1319
真庭市	0867-42-7781		